

令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関 交付金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対策に係る「新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金（以下、「交付金」という。）」を交付することについて、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、交付金の交付の申請、決定、その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この交付金は、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、愛知県と協議した病床（以下、「確保病床」という。）に入院している新型コロナウイルス感染症患者を、確保病床を有しない病院及び有床診療所（以下、「医療機関」という。）で受け入れることで、新たな新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を確保することを目的とする。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦については、受け入れ可能な確保病床が限られていることから、医療機関に対して必要な支援を行うことで、妊婦が安心して出産できる体制の確保を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦の心理的・身体的負担を軽減するため、感染小児期においても、かかりつけ産科医療機関等で分娩が実施できるよう、医療機関に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、確保病床を有しない県内の医療機関であって、次の各号に該当する医療機関とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染して確保病床に入院している患者（愛知県が発表した患者に限る。）を、当該患者が陽性である間に転院を受け入れた医療機関
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染している妊婦の分娩を対応した医療機関

(交付金の額)

第4条 前条第1号に該当する医療機関への交付金の額は、転院を受け入れた患者1人当たり1日3万円とする。

2 前条第2号に該当する医療機関への交付金の額は、令和5年4月1日から同年5月7日までの期間においては、患者1人当たり50万円とし、令和5年5月8日から

令和6年1月31日までの期間においては、患者1人当たり30万円とする。

3 第1項及び前項に掲げる交付金を併給することはできない。

(対象期間)

第5条 前条第1項の対象期間は、令和5年4月1日から同年5月7日までのうち、感染状況に応じて段階的に病床を確保するため愛知県が定める病床フェーズ（以下、「フェーズ」という。）が、フェーズ2以上の期間に患者の転院を受け入れた日から退院日までとする。

(対象者)

第6条 第4条第2項の対象者は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間に入院し、かつ分娩を行った患者とする。

(交付金の交付の申請)

第7条 交付を受けようとする医療機関は、令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式1。以下「申請書」という。）を知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

2 申請書の提出先は、愛知県感染症対策局感染症対策課助成グループとする。

(交付の決定等)

第8条 知事は、交付金の交付申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

2 知事は、前項の審査の結果、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

3 交付の決定及びその通知は交付金を交付すべきものと認めた医療機関が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を医療機関からの請求書とみなす。

4 第1項の審査の結果、交付金を交付すべきでないとして認められたときは、令和5年度新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金不交付決定通知書（様式2）により交付金の交付の申請を行った医療機関に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、交付金の交付をした場合において、医療機関が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、交付金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって交付金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、交付金を交付することが
適当でないと認められた場合

(実績報告)

第10条 規則第13条に定める実績報告は、第7条に定める申請書をもって代える
ものとする。

(関係書類の整備)

第11条 医療機関は、経費の収支を明らかにした書類、帳簿、証拠書類等を整備し、
かつ交付金の交付後5年間保存しておかなければならない。

(調査)

第12条 知事は、交付金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 交付金の交付を受けようとする又は交付を受けた医療機関等は前項の調査に協力
しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定め
る。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

申請者

法人所在地

代表者

職氏名

令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金
交付申請書（実績報告書兼請求書）

標記について、以下のとおり申請します。

なお、振込は下記振込先情報に記載の口座までお願いします。

1 施設の名称及び所在地

2 交付申請額

金 円

3 添付書類

(1) 転院受入患者等情報明細書

(2) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

注 公立医療機関に限る。

予算書には、交付を受ける事業に係る額を備考欄に記入すること。

(3) その他参考となる書類

【申請にあたっての申立事項】

- 本交付金の助成目的と同一の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 本交付金の証拠書類を5年間適切に整備保管すること。
- 本申請書に記載の内容が事実と相違ないこと。
- 暴力団員又は暴力団関係者と実質を含めいかなる関係も有していないこと。

【振込先口座情報】

金融機関・支店番号		金融機関名・店名	
預金種別		口座番号	
口座名義			

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

愛知県知事

令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関
交付金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記交付金につきましては、審査の結果、
下記の理由により不交付と決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由